第五条　二重課税の除去のための方法の適用

1　締約国は、2及び3の規定（選択肢A）、4及び5の規定（選択肢B）若しくは6及び7の規定（選択肢C）のいずれかを適用すること又はいずれの選択肢も適用しないことを選択することができる。対象租税協定の各当事国が異なる選択肢を選択する場合又は一方の当事国がいずれかの選択肢を適用することを選択し、かつ、他方の当事国がいずれの選択肢も適用しないことを選択する場合には、各当事国が選択する選択肢は、当該各当事国の居住者について適用する。

選択肢A

2　二重課税を除去するために一方の当事国において当該一方の当事国の居住者が取得する所得又は所有する財産について租税を免除することを規定する対象租税協定の規定は、他方の当事国において当該所得若しくは財産について租税を免除し、又は当該所得若しくは財産に対して課することができる租税の率を制限する当該対象租税協定の規定を適用する場合には、適用しない。当該他方の当事国において当該所得又は財産に対して課することができる租税の率を制限する当該対象租税協定の規定を適用する場合には、当該一方の当事国は、当該他方の当事国において納付される租税の額を当該居住者の所得又は財産に対して課される租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得又は財産に対する租税の額のうち当該他方の当事国において租税を課することができる所得又は財産に対する租税の額を超えないものとする。

3　2の規定は、2に規定する所得又は財産について租税を免除することを一方の当事国に求めることを規定する対象租税協定について、適用する。

選択肢B

4　一方の当事国の居住者によって取得される所得が当該一方の当事国において配当として取り扱われることを理由として当該一方の当事国において当該所得について二重課税を除去するために租税を免除することを規定する対象租税協定の規定は、他方の当事国の居住者の課税対象利得を決定するに当たって当該他方の当事国の法令に基づいて当該所得が控除される場合には、適用しない。この場合には、当該一方の当事国は、当該他方の当事国において納付される所得に対する租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得に対する租税の額のうち当該他方の当事国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。

5　4の規定は、4に規定する所得について租税を免除することを一方の当事国に求めることを規定する対象租税協定について、適用する。

選択肢C

6　(a)　一方の当事国の居住者が、対象租税協定の規定に従って他方の当事国において租税を課することができる所得を取得し、又は財産を所有する場合（当該所得が当該他方の当事国の居住者によって取得される所得であることのみを理由として当該対象租税協定の規定に従って当該他方の当事国において租税を課することができる場合を除く。）には、当該一方の当事国は、

(i)　当該他方の当事国において納付される所得に対する租税の額から控除する。

(ii)　当該他方の当事国において納付される財産に対する租税の額を当該居住者の財産に対する租税の額から控除する。

ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得に対する租税又は財産に対する租税の額のうち当該他方の当事国において租税を課することができる所得又は財産に対応する部分を超えないものとする。

(b)　一方の当事国の居住者が取得する所得又は所有する財産について対象租税協定の規定に従って当該一方の当事国において租税が免除される場合においても、当該一方の当事国は、当該居住者の残余の所得又は財産に対する租税の額を算定するに当たり、その免除された所得又は財産を考慮に入れることができる。

7　6の規定は、一方の当事国の居住者が取得する所得又は所有する財産であって対象租税協定の規定に従って他方の当事国において租税を課することができるものについて二重課税を除去するために当該一方の当事国において租税を免除することを当該一方の当事国に求める当該対象租税協定の規定に代えて、適用する。

8　1の規定に基づき選択肢を適用することを選択しない締約国は、一若しくは二以上の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。

9　選択肢Cを適用することを選択しない締約国は、一若しくは二以上の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定について、他の当事国が当該選択肢を適用することを認めない権利を留保することができる。

10　1の規定に基づき選択肢を適用することを選択する各締約国は、自国が選択した選択肢を寄託者に通告する。その通告には、次の一覧を含める。

(a)　選択肢Aを適用することを選択する締約国については、3に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧

(b)　選択肢Bを適用することを選択する締約国については、5に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧

(c)　選択肢Cを適用することを選択する締約国については、7に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧

選択肢を適用することを選択した締約国が対象租税協定の規定について当該通告を行った場合に限り、当該規定について、当該選択肢を適用する。

第三部　条約の濫用

第六条　対象租税協定の目的

1　対象租税協定の前文に次の段落を加えるように修正する。

この協定の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（当事国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のためにこの協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去することを意図して、

2　1に規定する段落は、二重課税を除去する意図に言及する対象租税協定の前文の文言（非課税又は租税の軽減の機会を生じさせない意図に言及するか否かを問わない。）に代わり、又は当該前文の文言がない対象租税協定に加わる。

3　締約国は、経済関係の発展を図り、又は租税に関する協力を強化することを希望することに言及する前文の文言を含まない対象租税協定の前文に次の段落を加えることを選択することができる。

当事国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する当事国間の協力を強化することを希望し、

4　締約国は、非課税又は租税の軽減の機会を生じさせることなく二重課税を除去する当事国の意図に言及する前文の文言（脱税又は租税回避（当事国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために対象租税協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを含む。）を通じた非課税又は租税の軽減にのみ言及する文言であるか、より広い場合における非課税又は租税の軽減に言及する文言であるかを問わない。）を含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利を留保することができる。

5　各締約国は、各対象租税協定（4の規定に基づく留保の対象となるものを除く。）が2に規定する前文の文言を含むか否か及び当該前文の文言を含む場合には該当する前文の文言を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の前文の文言についてその通告を行った場合には、1に規定する段落は、当該対象租税協定の前文の文言に代わる。その他の場合には、1に規定する段落を既存の前文の文言に加える。

6　3の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択を寄託者に通告する。その通告には、経済関係の発展を図り、又は租税に関する協力を強化することを希望することに言及する前文の文言を含まない対象租税協定の一覧を含める。全ての当事国が3の規定を適用することを選択し、かつ、対象租税協定について当該通告を行った場合に限り、3に規定する段落を当該対象租税協定に加える。